

職種変更選考試験実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、職員の任用に関する規則（昭和40年茨木市規則第10号）第18条に基づき職種変更試験（以下「試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験の方法)

第2 試験は、筆記試験、人事評価、経歴評定、面接試験、実技試験等により行う。

2 人事評価及び経歴評定の方法は、別に定める。

(受験資格)

第3 試験の受験資格を有する者は、選考する職種に必要と認められる知識・技能等を有し、かつ勤務成績の良好な職員のうちから所属長の推薦及び本人の希望がある者とする。

(試験の実施等)

第4 試験は、任命権者が公務上の必要性に応じ実施するものとし、その告知は、受験資格を有する者に適切な方法により行うものとする。

(身分の取扱い)

第5 試験に合格した者は、原則として4月1日付で発令を行うものとする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。